

名張市一般介護予防事業業務委託に係るプロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和7年7月4日
名張市長 北川 裕之

1 業務概要

(1) 業務の目的

高齢者がフレイル対策等の介護予防活動を通じて地域の事業所へ足を運び、それらの場所や空間が高齢者の通いの場へ発展していくことにより、安心・安全に暮らせるコミュニティの形成・充実を図ることで、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

(2) 業務名

名張市一般介護予防事業業務委託

(3) 業種

介護、スポーツ、商業、飲食、美容 他

(4) 業務場所

名張市内

(5) 業務内容

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、多様化する高齢者世代のニーズを踏まえ効果的かつ魅力的な介護予防事業を実施する。なお、詳細は別添「仕様書」のとおりとする。

(6) 履行期限

令和8年2月27日(金)

(7) 提案上限額:1事業あたり496,000円(消費税及び地方消費税を含まない)

2 募集事業数

(1) 実施地域及び募集事業数は、以下の通りとし、提案者が参加者を募集し、事業を行うものとする。

実施地域	地区(事業実施場所・事業対象者)	募集事業数
圏域1	名張、希中央、鴻之台、蔵持、川西・梅が丘	4
圏域2	薦原、美旗、比奈知、富貴ヶ丘、すずらん台	4
圏域3	錦生、赤目、箕曲、青蓮寺・百合が丘	4
圏域4	国津、つつしが丘、春日丘	3
圏域5	桔梗が丘	3

(2) 1事業者が提案できる事業は1とする。ただし、提案者が複数の実施地域での事業を希望する場合は、同一の事業を実施することを条件に、5地域まで選択し、提案できるものとする。

(3) 事業単位ごとに実施地域での選考を行うものとする。

3 参加資格要件等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(3) 名張市建設工事等資格停止措置要領(平成7年告示第48号)に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条に規定する暴力団員 以下「暴力団員」という。) でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 スケジュール

整理番号	項目	日程
1	募集要領等の公表、参加申込書等の受付開始	令和7年7月4日(金)
2	募集要領・仕様書等に対する質疑期限	令和7年7月22日(火) 15時必着
3	質疑に対する回答期限	令和7年7月24日(木)まで
4	参加申込書の提出期限	令和7年7月28日(月) 15時必着
5	参加資格確認結果の通知	令和7年7月31日(木)まで
6	提案書の提出期限	令和7年8月20日(水) 15時必着
7	1次審査(書類審査)*	令和7年8月21日(木)
8	1次審査結果通知*	令和7年8月27日(水)まで
9	2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年9月2日(火)
10	2次審査結果通知、結果の公表	令和7年9月10日(水)まで
11	契約締結予定	令和7年9月中旬

※1次審査(書類審査)は、各地区の募集事業数に対して3を加えた数以上の優先順位1の応募がある場合のみ実施(例 圏域1では、優先順位1の提案が7者以上である場合に1次審査を実施)する。なお、1次審査を実施しない場合はその旨、通知するものとする。また、1次審査で選定されなかった場合で、かつ、優先順位1の応募が募集事業数に満たない実施地域での事業実施を希望している場合は、当該地域での提案審査を続行する場合がある。

5 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 福祉子ども部 地域包括支援センター 武士垣外^{ぶしがいと}・竹内

電話 0595-63-7833(直通)

電子メール houkatsu-c@city.nabari.lg.jp

ホームページ <http://www.nabari.lg.jp>

(2) 募集要領等の公表、参加申込書等の受付開始

ア 公表方法…名張市ホームページに掲載

イ 公表内容…募集要領、仕様書、その他資料

ウ 公表・受付期間…令和7年7月4日(金)から令和7年7月28日(月)まで

(3) 募集要領・仕様書等に対する質疑・回答

ア 質疑方法・期間…令和7年7月4日(金)から令和7年7月22日(火)15時までに、
様式第3号で質問すること。

イ 提出方法…5(1)の電子メールアドレスへメールすること。

※件名は【「名張市一般介護予防編実証支援等業務委託」プロポーザルに関する
質問(事業者名)】とすること。合わせて、電話にて到達確認すること。

※メール以外での質問には回答しないので留意すること。

ウ 回答方法…名張市ホームページにて7月24日(木)までに公表

(4) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限…令和7年7月28日(月)15時まで

イ 提出場所…名張市役所1階 福祉子ども部 地域包括支援センター

ウ 提出方法…下記応募フォームへの登録の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、
郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、
提出期限内に到着したものに限り受け付けるものとする。また、郵便事故等については、
本市はその責めを一切負わないものとする。

※応募フォームへの登録に関する質問は5(1)の連絡先へ問い合わせること。

<応募フォーム>

<https://logoform.jp/form/Ueta/1111277>

エ 提出書類…参加資格要件を満たし本業務への参加を希望する者は、募集要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を各1部提出すること。

ただし、整理番号4から8の書類は、名張市入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合、提出を要するものとする(名張市入札参加資格名簿に登録のある者は提出不要とする。)

整理 番号	提出書類	法人	個人
1	参加申込書【様式第1号】	◎	◎
2	会社概要【任意様式(パンフレット可)】	◎	◎
3	納税等証明書(未納がないことを確認できるもの。写し可。) ※参加申込期限から3か月以内に発行されたものに限る。 <法人の場合> (1)名張市内に本店を有する事業者 すべての市税(未納税額のない納税証明書) (2)名張市内に支店、営業所等を有する事業者 すべての市税(未納税額のない納税証明書) 消費税及び地方消費税(未納税額のない納税証明書その3) (3)三重県内に本店、支店、営業所等を有する事業者 すべての県税(未納税額のない納税確認書) 消費税及び地方消費税(未納税額のない納税証明書その3) (4)その他の事業者 法人税、消費税及び地方消費税(未納税額のない納税証明書その3の3) <個人の場合> (1)すべての市町村税(未納税額のない納税証明書) (2)すべての県税(未納税額のない納税確認書) (3)消費税及び地方消費税(未納税額のない納税証明書その3)	◎	◎
4	法人登記事項証明書(発行後3か月以内のもの。法人に限る。写し可。)	○	
5	委任状【様式第2号】(代理人を置く場合に限る。)	△	△
6	身分(元)証明書※及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書(被補助人にあっては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)(発行後3か月以内のもの。個人に限る。写し可。)		○
7	住民票の写し(発行後3か月以内のもの。個人に限る。写し可。)		○
8	印鑑(登録)証明書(発行後3か月以内のもの。写し可。)	○	○

◎ 提出が必要

○ 名張市入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合、提出が必要

△ ○の条件を満たした上、代理人を置く場合に提出が必要

※ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付き)など国または地方公共団体の機関が発行した顔写真入りの身分証明書の写し

(5) 参加資格確認結果の通知

ア 結果通知…令和7年7月31日(木)まで

イ 通知方法…5(4)ウに登録のあったメールアドレスへ電子メールにより参加資格確認

結果を通知するとともに、参加資格が認められた者には提案書等の提出依頼を行うものとする。

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限…令和7年8月20日(水)15時まで
- イ 提出場所…5(5)イにより提出場所を示すものとする。
- ウ 提出方法…5(5)イにより提出方法を示すものとする。
- エ 提出書類…参加資格が認められ、本業務への提案を希望する者は、募集要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

整理番号	提出書類
1	企画提案書提出届【様式第11号】
2	企画提案書※【様式第12号】
3	見積書【様式第13号】

※企画提案書は、以下の点に留意して作成すること。

- ・提案はA4ページ1枚に集約すること。
- ・提案に係る参考資料があれば添付すること。

(7) プレゼンテーション審査

- ア 日時…令和7年9月2日(火)
- イ 場所…名張市役所 3階305会議室
- ウ 方法
 - (ア) 内容…1提案者あたり15分(プレゼンテーション10分、質疑応答5分程度)
 - (イ) 説明者…2名以内
 - (ウ) 準備物…パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。なお、50インチモニター及びHDMIケーブルは、名張市が準備するものとする。

(8) 審査への参加経費等

審査への参加に伴う経費等は提案者の負担とします。

(9) 契約締結予定日

令和7年9月中旬

(10) 契約保証金

提案書の採用者は、名張市契約規則(平成11年規則第20号)第35条に基づき、契約締結時に契約保証金を納付していただく場合があります。

6 審査の方法

提出された書類及びプレゼンテーション内容について、別表のとおり評価・採点を行い、各地区の募集事業数に対して、各地区の評価点が最も高い提案者から順に受託候補者として選定する。(プレゼンテーション審査に参加しない者は受託候補者とししないものとする。また、評価点が同数の提案者が2者以上の場合は見積額が低い提案者を優先する。)

ただし、評価点の合計点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない者は受託候補者とししないものとする。

なお、1次審査(書類審査)は、各地区の募集事業数に対して3を加えた数以上の優先順位1の応募がある場合のみ実施(例 圏域1では、優先順位1の提案が7者以上である場合に1次審査を実施)する。

また、1次審査で選定されなかった場合で、かつ、優先順位1の応募が募集事業数に満たない実地地域での事業実施を希望している場合は、当該地域での提案審査を続行する場合がある。

7 結果の公表

(1) 公表時期・・・令和7年9月10日(水)まで

(2) 公表内容・・・審査結果は、名張市ホームページで公表するとともに、参加資格が認められた者に対し、5(4)ウに登録のあったメールアドレスへ電子メールにより通知するものとする。

なお、各審査項目の点数は公開せず、当該結果に対する質問や異議等は受け付けないものとする。

8 情報公開

名張市情報公開条例(平成10年条例第13号)に基づき公開する。

9 その他必要と認める事項

(1) 契約の締結

提出された企画提案書等を踏まえ、受託候補者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合や何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、評価点が次点の者と交渉する。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が「1(7)提案上限額」にある額を超過した場合

(3) その他

ア 提出された書類等は返却しないものとする。

イ 提出後の書類等の差し替え、再提出は認めないものとする。

ウ 提出書類等及び選考の経過は、非公開とする。

エ 提出書類等については、1者につき1提案に限るものとする。

オ 提出された書類等は、提案者に無断で本公募型プロポーザル方式以外に使用しないものとする。

1 評価基準及び評価点

評価項目	評価内容	評価点
企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の企画力（先進性や独自性、多様性、趣向性、革新性などの観点から、提案内容に創意工夫がみられるか）は優れているか ・対象者（高齢者）の需要があるか ・社会活動への参加が積極的でない高齢者の集客は見込めるか（広報・周知の方策） 	20点
介護予防の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣に取り入れやすい等自宅においても活用・継続できるような工夫があるか ・参加者による自発的な介護予防の取組継続へ繋げるための具体的な取組があるか 	20点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ円滑に企画を実行する体制が整備されているか ・実施場所は確保できるか ・対象者の移動手段は確保（送迎を含む）されているか 	15点
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と同様の企画を円滑に履行したことがあるか ・行政の委託業務（介護関係に限定しない）を履行したことがあるか 	15点
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市内に本店、支店、営業所を有する者か ・名張市との地域貢献に関する協定を締結しているか ・地域との連携など、名張市内での地域貢献はあるか 	15点
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格は提案上限額と比較して妥当か（実施回数等の見積の考え方を含む） ・提案内容を通じて高齢者の身体的、精神・心理的、社会的な側面からの介護予防が効果的に図られるか 	15点
合計		100点

2 評価方法

配点	大変優れている	優れている	業務の目的を達成するのに最低限の基準を満たしている	劣る	大変劣る
20点	20点	16点	12点	8点	4点
15点	15点	12点	9点	6点	3点

3 複数の実施地域への提案を行う場合に係る評価点の算出方法について

複数の実施地域への提案があった場合は、本業務の目的を踏まえ、各実施地域で多様な高齢者の担い手を確保していく観点から、以下のとおり評価点に一定率を乗じた評価点数(小数点以下は四捨五入)とする。

ただし、上記算出の結果、最低基準点に満たない評価点となった場合においても、提案内容自体が最低基準点を超過する限りにおいては、6審査の方法に記載の「なお、評価点の合計点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない者は受託候補者とししないものとする。」は適用しないものとする。

	実施地域				
	優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3	優先順位 4	優先順位 5
定率	-	95%	90%	85%	80%

(例) 全ての実施地域での希望を提案し、評価点が74点の場合

	実施地域				
	優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3	優先順位 4	優先順位 5
評価点	圏域1	圏域2	圏域3	圏域4	圏域5
	74点	70点	67点	63点	59点※

※優先順位5の圏域5に係る評価点は、最低基準点を満たしていないが、提案内容自体の評価点は74点であり最低基準点を満たしていることから、6審査の方法に記載の「なお、評価点の合計点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない者は受託候補者とししないものとする。」は適用しないものとする。